舟橋村条例第13号

舟橋村農産物加工施設設置条例をここに公布する。

令和8年9月11日

舟橋村長　渡辺　光

舟橋村農産物加工施設設置条例

（令和8年9月11日条例第13号）

（設置）

第1条　農業の振興を図り、地域経済の活性化に資するため、舟橋村農産物加工施設（以下「加工施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条　加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
舟橋村農産物加工施設	舟橋村佛生寺37番地1

（管理）

第3条　加工施設は、村長が管理する。

（業務）

第4条　加工施設は、次に掲げる業務を行う。

(1)　農産物の加工及び加工品の製造に関すること。

(2)　加工品の販売及び流通に関すること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、農業の発展及び地域活性化を達成するために必要な事業

（立入りの制限）

第5条　村長は、次の各号のいずれかに該当する場合に対して、加工施設への立入りを拒否し、又加工施設からの退場を命ずることができる。

(1)　公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2)　施設及び設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3)　その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。

（指定管理者による管理）

第6条　村長は、加工施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に加工施設の管理を行わせることができる。

2　前項の規定により指定管理者に加工施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　第4条に掲げる業務

(2)　加工施設の使用の許可に関する業務
(3)　加工施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
(4)　前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務

3　指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他村長が定めるところに従い、加工施設の管理を行わなければならない。

4　第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「村長」とあるのは「指定管理者」とする。

(秘密保持義務)

第7条　指定管理者及び加工施設の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(損害賠償)

第8条　故意又は過失により加工施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条　この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。